

配線の基準

感知器の条件

- ①送り配線であること。
- ②配線の末端には、発信機、押しボタン。末端が感知器の場合は終端抵抗を設けること。

回路の末端 P 型 2 級→発信機、押しボタン

回路試験機（小屋裏などに設置する場合は廊下などに回路試験機を設ける）

P 型 1 級→終端抵抗 ※P 型 1 級では末端を押しボタンにできないので注意！

例外）自動試験機能を有するアナログ式感知器に接続する R 型受信機の場合は、配線を送り配線としたり終端器を設けるなどの措置は不要となる。

終端器を設ける理由→受信機側で断線の有無を確認するため。

送り配線としなかった場合に生じる不具合→送り配線以降の断線が発生しても検出できない。

※一般的には、終端器を設けて受信機に自動断線監視機能を設け、導通をチェックしている。

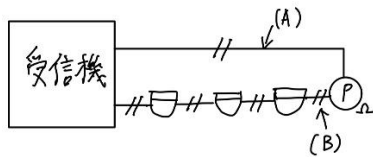
感知器が末端の場合は感知器に終端器を接続する。

共通線

P 型（または GP 型）受信機の感知器回路の共通線は、1 本につき最大 7 警戒区域以下とする。

検査する方法・・・①まず全回線に導通試験を実施し正常であることを確認。②共通線を外し、もう一度導通試験を実施する。③断線した箇所が 7 以下であれば問題なし。

配線の種類

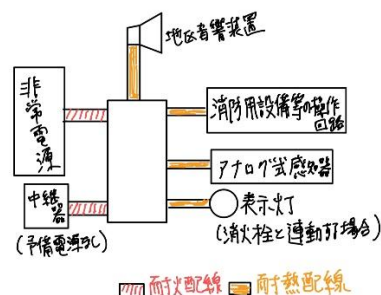


A（応答線）、（電話線） B（共通線）、（表示線）

配線の耐火・耐熱保護の範囲

ケーブルの組み合わせ 「耐火配線・耐熱配線」、「耐火電線・耐熱電線」

次の場合に配線を耐火配線、または耐熱配線とする必要がある。ただし、中継器に予備電源＝蓄電池を内蔵している場合、中継器と非常用電源回路は一般配線でよいことになっている。



問題としては、中継器と非常用電源に予備電源があるか？

感知器はアナログ感知器か？→感知器がアナログ式感知器の場合のみ耐熱配線

発信機と消火栓との連動はあるか？を確認する。→連動している場合は表示灯が耐熱になる。

- ・非常用電源と中継器→耐火配線
- ・地区音響装置と消防用設備等の操作回路は→耐熱配線